

診療報酬請求事務能力認定試験 医療事務 厳選レセプト作成問題集 2012-2013年3月度版
(2012年7月2日 2012年度版第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。
訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明いたしました。
お手数をおかけして申し訳ございませんが訂正の上、ご利用下さい。

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
48	図表「薬価基準抜粋」 右側・上から3番目 「クラビット点眼液 0.5%」の薬価	123.20	116.90	2012.10.30
48	図表「薬価基準抜粋」 右側・上から4番目 「タリビット眼軟膏 0.3%」の薬価	114.20	123.20	2012.7.12
97	「外来9 解説」 【参考】「乳幼児のギブスの通則加算の例」 (体幹ギブス包帯をプラスチックで乳幼児に実施する場合) 計算式	$1,250 \text{点} \times 1.2 \times 1.5 = 2,250 \text{点}$	$1,250 \text{点} + (1,250 \text{点} \times 0.2) + (1,250 \text{点} \times 0.5) = 2,125 \text{点}$	2012.10.25
110	「入院1 解答」 「診療報酬明細書(医科入院)」 「入院年月日」の日付	24年10月25日	24年9月25日	2012.8.30
111	「入院1 解説」 【重要】「救急医療管理加算」 解説文3～4行目	～6歳未満の乳幼児には200点を6歳以上15歳未満の小児には400点をさらに加算します。	～6歳未満の乳幼児には400点を、6歳以上15歳未満の小児には200点をさらに加算します。	2012.10.30
153	「入院8 解答」 「診療報酬明細書(医科入院)」 「転帰 死亡」の日付	29日	24日	2012.9.24
155	「入院8 解説」 【ポイント】の解説文4～5行目	～6歳未満の乳幼児には200点を6歳以上15歳未満の小児には400点をさらに加算します。	～6歳未満の乳幼児には400点を、6歳以上15歳未満の小児には200点をさらに加算します。	2012.10.30

【追加事項】

1. 救急車等により搬送され、緊急入院した場合、レセプトの「摘要」欄に「緊入」と記入する旨、記載要領の変更がありました。以下の事項について、追加記入をお願いします。

ページ	追加箇所	記入事項	備考
136	「入院5 解答」 「診療報酬明細書」 右下(90)7行目(急50)の下	緊入を挿入する	2012.7.12
137	「入院5 点数算定の解説」 真ん中「ポイント」	最終行に、下記の文章を追加する。 救急車等により搬送され、緊急入院した場合には、「摘要」欄に、(緊入)を記入します。	2012.7.12
154	「入院8 解答」 「診療報酬明細書」 左上(90)3行目「4級地」の下	緊入を挿入する	2012.7.12
160	「入院9 解答」 「診療報酬明細書」 左側(90)4行目「特疾」の下	緊入を挿入する	2012.7.12

2. 「実技問題 入院編」入院4 問題」において、ゼラテンスポンジ止血剤を胆のう結石摘出術の止血剤として算定していますが、ゼラテンスポンジ止血剤は痔疾患術後の直腸肛門部の止血のために用いた場合にのみ、算定することができます。
この問題にゼラテンスポンジ止血剤の記載があることは不適切ではございますが、レセプト作成の技量修得のための問題集という本書の性格から鑑み、この記載はそのままとさせていただきます。